

R5年7月18日

(一社)富田林薬剤師会
会員先生 各位

(一社)富田林薬剤師会
会長 南 貞子

重要 大阪府より案内:医療用物資の追加配布について

平素は本会活動に、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、令和5年6月30日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課(マスク等物資対策班)の通知に基づき、大阪府健康医療部より案内がございましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいているなかで、医療用物資が必要とされているところであり、今般、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布(特別配布)を行うものです。

(※医療用物資:N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋)(なお、今回は大阪府より各薬局への案内はございません。)

【留意事項】

○ 配布物資は国から直接薬局へ配送されますので、必ず受領いただくものとし、キャンセルは不可となります。希望数量が多数に上る場合には、国が配布数量を調整する場合がございます。

○ 追加配布が必要な場合は、大阪府行政オンラインシステムにて、令和5年7月24日(月)までに ご回答をお願いいたします(以下 URL 参照)。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

【問合せ先】

1 大阪府行政オンラインシステムの操作及び調査に関すること

大阪府コールセンター TEL:06-7178-3567

(土・日・祝含む8:00~21:00)

2 その他医療用物資に関すること

大阪府健康医療部 保健医療室 感染症対策企画課 防疫グループ

TEL:06-4397-3238(平日 9:00~18:00)

【添付資料】

- ・医療用物資の追加配布の実施について(依頼)
- ・【国事務連絡】「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について
- ・(別添1)行政オンラインシステム簡易説明
- ・(別添2)参考_行政オンラインシステム調査画面【歯科・薬局・訪看向け】

各関係団体長様

大阪府健康医療部保健医療室長

医療用物資の追加配布の実施について(依頼)

日頃より、本府保健医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和5年6月30日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課(マスク等物資対策班)より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいているなかで、医療用物資が必要とされているところであり、今般、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布(特別配布)を下記のとおり行うものです。

今般の追加配布については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)による改正後の感染症法第36条の3の医療措置協定による医療機関での個人防護具の備蓄分(※)に充てていただき、これを含めた医療機関等での今後の備蓄整備に活用していただくことも可能です。

つきましては、内容について御了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

【添付資料】

- ・【国事務連絡】「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について
- ・(別添1)行政オンラインシステム簡易説明
- ・(別添2)参考_行政オンラインシステム調査画面【歯科・薬局・訪看向け】

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について(お知らせ)

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>)

(※)「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について(通知)(令和5年5月26日付け健感発0526第16号・医政地発0526第3号・医政産情企発0526第1号・健健発0526第1号)等で示されているとおり、医療措置協定締結医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)では、協定において個人防護具(PPE)の備蓄について規定することができる(任意的記載事項)こととされ、都道府県が作成する予防計画において、医療措置協定を締結した医療機関(うち病院、診療所及び訪問看護事業所)の8割以上が使用量2ヵ月分以上の個人防護具の備蓄を実施することを目標に設定すること等としている。

記

1 追加配布の内容について

- N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。
- 配布については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために配布対象施設が必要な数量について希望することができるものとし、それに対して実施するものとし、希望数量が多数に上る場合は、国が配布数量を調整する場合があります。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱(段ボール箱)につぶれがある場合がありますが、国の検査により良品という扱いになったものが出荷されます。
- 配布物資は国から直接医療機関等に配送されます。各物資は必ず受領していただくものとし、キャンセルはできません。
- 配布後においては、配布物資を今後の感染拡大の波への備えや備蓄整備にご活用いただくようお願いいたします。

2 追加配布の手続について

- 追加配布が必要な場合は、医療用物資の数の見込みを算出し、大阪府行政オンラインシステムにて、配布先の所在地や医療用物資の数などの情報を、令和5年7月24日(月)までに回答をお願いいたします。追加配布が不要の場合回答は必要ありません。また、期限までに回答がないものについては、追加配布不要として取り扱わせていただきます。

(URL: <https://lgoos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)

大阪府行政オンラインシステムの操作方法等については添付のマニュアルもご確認ください。

- 医療用物資の希望数量算出については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量をご登録願います。
- 配布対象施設への医療用物資の配布については、今夏の感染拡大に向けたものではなく、配布数等を整理して令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定ですが、希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合がありますとともに、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

なお、配送日時について、事前の連絡はございませんのでご了承ください。(誠に申し訳ございませんが、事前連絡の対応はお受けいたしかねます。)

- 本追加配布に関しては、令和5年7月25日(火)以降のキャンセル・数量変更等はお受けできません。回答提出後は、配布対象施設においてこの点についてご同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、貴会員への周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

- 1 大阪府行政オンラインシステムの操作及び調査に関すること(以下項目の内容以外)
大阪府コールセンター
電話:06-7178-3567(土曜日・日曜日・祝日含む 8:00~21:00)
- 2 その他医療用物資に関すること
大阪府健康医療部 保健医療室
感染症対策企画課 防疫グループ
電話:06-4397-3238(平日 9:00~18:00)

事務連絡
令和5年6月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

（マスク等物資対策班）

医療用物資の追加配布の実施について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月31日最終改正）等により、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応を行うとともに、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用した国による緊急配布（SOS）等の必要な配布を実施してきたところです。

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいております。医療用物資が必要とされているところであり、今般、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布（特別配布）を下記のとおり行うこととしました。

今般の追加配布については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症法第36条の3の医療措置協定による医療機関での个人防护具の備蓄分^(※)に充ていただき、これを含めた医療機関等での今後の備蓄整備に活用していただくことも可能です。

なお、今後の感染拡大等により医療用物資が不足する医療機関へのG-MISを活用した国による緊急配布（SOS）については、令和5年4月24日付け事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」の一部改正について」等により実施します。

都道府県におかれましては、今般の医療用物資の追加配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

(※)「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について(通知)(令和5年5月26日付け健感発0526第16号・医政地発0526第3号・医政産情企発0526第1号・健健発0526第1号)等でお示ししているとおり、医療措置協定締結医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)では、協定において个人防护具(PPE)の備蓄について規定することができる(任意的記載事項)こととされ、都道府県が作成する予防計画において、医療措置協定を締結した医療機関(うち病院、診療所及び訪問看護事業所)の8割以上が使用量2ヵ月分以上の个人防护具の備蓄を実施することを目標に設定すること等としている。

記

1 追加配布の内容について

- 追加配布においては、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。
- 追加配布の対象となる施設については、これまでの優先配布(プッシュ型配布)での対象医療機関等のほか、それ以外の医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所)、高齢者施設等、障害者施設等も対象とすることができることとします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。
- 配布については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために配布対象施設が必要な数量について希望することができるものとし、それに対して実施するものとし、希望数量が多数に上る場合は、配布数量を調整する場合があります。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱(段ボール箱)につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。
- 配布後においては、医療機関等におかれては、配布物資を今後の感染拡大の波への備えや備蓄整備にご活用いただくようお願いします。

2 追加配布の手続について

- 都道府県におかれましては、追加配布について、都道府県や配布対象施設で必要な医療用物資の数の見込みを算出し、「別紙」の様式1及び2に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和5年7月31日(月)までに提出をお願いいたします。(提出先: mask_ppc-ctr@mhlw.go.jp)
- 医療用物資の希望数量算出については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量をご登録願います。
- なお、本年度においては、季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布を別途実施することを、現在、予定しておりませんので、ご了承の上、ご登録をお願いします。
- 配布対象施設への医療用物資の配布については、今夏の感染拡大に向けたもので

はなく、配布数等を整理して令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定ですが、希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合がありますとともに、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

- 本追加配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点についてご同意いただいたものと同様に取り扱わせていただきますので、医療機関等への周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班

TEL : 03-5253-1111(内線8209)

03-3595-3454(直通)

大阪府行政オンラインシステムの使用方法(簡易版)

【URL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



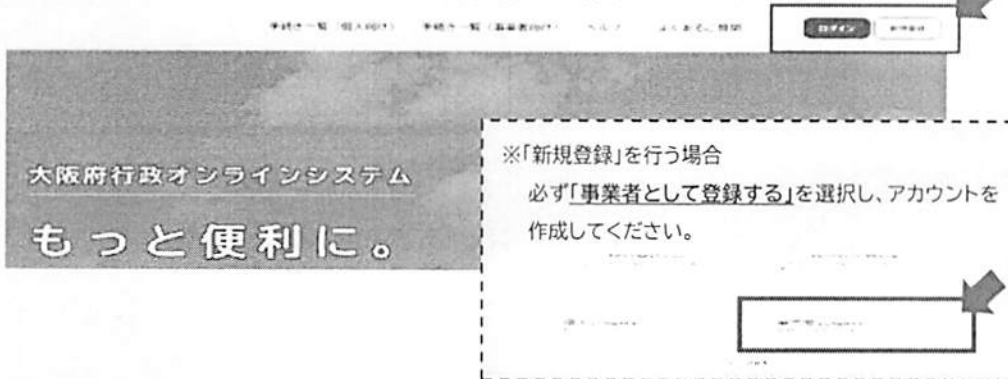
1. 「大阪府行政オンラインシステム」のログインを行ってください。

ログインに必要なアカウント(利用者 ID・パスワード)がない方は、新規登録※を行ってください。

※他の補助事業等で本システムを利用したことのある方は、アカウントをお持ちです。

ただし、「個人として登録」したアカウントは本申請手続きには使用できません。

どちらかをクリック



2. ①「手続き一覧 (事業者向け)」をクリックし、②キーワード検索で「医療用物資」と検索してください。

③「【●●●●】医療用物資の追加配布希望調査」のうち、該当する種別【病院・診療所/歯科診療所・薬局・訪問看護事業所/助産所】をクリックし、調査の回答フォームに進んでください。

※種別によって必要な回答項目等が異なりますので、必ず該当の種別を選択してください。

※回答を途中で中断する際は、「あとで申請する」で回答状況を保存できます。



お問い合わせ先

TEL 06-7178-3567

(土曜日・日曜日・祝日含む午前8時から午後9時まで)

【02歯科診療所・薬局・訪問看護事業所向け】医療用物資の追加配布希望調査

調査名

医療用物資の追加配布希望調査

概要

令和5年6月30日付厚生労働省 事務連絡「医療用物資の追加配布の実態について」を受け、医療用物資の追加配布希望調査を実施いたします。

必ず注意事項の内容を管理のうえ、配布を希望される場合に限り、以下ご回答ください。
※回答期限：7月24日（月）

申請対象者

入管府域における

- ・歯科診療所
- ・薬局
- ・訪問看護事業所

注意事項

- 配布品目は、1495マスク、アイソレーションカウチン3フェイスシールド4非滅菌手袋の4品目のみです。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては指定できません。
- 医薬品の搬出となるため、外装箱（段ボール箱）に付帯がある場合があります。
- 回答期限後（7月25日以降）のキャンセル・数量変更等は一切お受けできません。
（保管スペースを考慮のうえ、必ず一度に受入可能な数量だけ希望するようにお願いします）
- 配布時期は9月から順次開始し、12月完了とありますが、全国への配送のため遅れが発生する可能性があります。
- 配達日時について、事前の連絡はございませんのでご了承ください。
- 数量については、全国から希望が多数に上る場合、厚労省側で調整される可能性がありますので、ご希望に沿えない可能性があります。
- お受取りに関して必要な経費はございません。

受付開始日

2023年7月11日 0時00分

受付終了日

2023年7月25日 0時00分

次へ進む >

ウィンドウを閉じる

【02歯科診療所・薬局・訪問看護事業所向け】医療用物資の追加配布希望調査

回答者情報

【歯科診療所】【薬局】【訪問看護事業所】の回答フォームになりますので、【病院】【診療所】【助産所】に該当する場合は別の回答フォームからご回答ください。

医療機関コード（保険機関コード）、または訪問看護事業所コード（ステーションコード）

- 歯科診療所 「123」から始まる10桁の半角数字
- 薬局 「274」から始まる10桁の半角数字
- 訪問看護 「176」から始まる10桁の半角数字

医療機関名、または事業所名

担当者名

姓	名
<input type="text"/>	<input type="text"/>

担当者 所属部署名

電話番号（ハイフンなし）

メールアドレス（確認入力あり）

メールアドレス（確認）

住所（郵便番号検索）

郵便番号（ハイフンなし）

都道府県

市区町村

町名 番地 建物名・部屋番号

別添2

配達先住所（郵便番号検索）

※所在地住所異なる配達先を希望される場合のみ回答ください。

郵便番号（ハイフンなし）

住所を自動検索

都道府県

〒100-0001

町名・番地・建物名・部屋番号

概要

令和5年6月30日付厚生労働省 申請連絡「医療用物資の追加配布の実態について」を受け、医療用物資の追加配布希望調査を実施致します。必ず下記注意事項の内容を精読のうえ、配布を希望される場合に限り、以下ご回答ください。

- 配布品目は、「N95マスクとアイソレーションガウン3フェイスシールド4非滅菌手袋の4品目のみです。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては指定できません。
- 備品量の算出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があります。
- 申請受理後（7月25日以降）のキャンセル・数量変更等は一切お受けできません。
（待機スペースを考慮のうえ、必ず一部に受入可能な数量だけ希望するようにお願いします）
- 配布時期は9月から順次開始し、12月完了とありますが、全国への配達の遅れが発生する可能性があります。
- 配送日時について、事前の産物はございませんのでご了承ください。
- 数量については、全国から希望が多数による場合、厚労省自ら調整される可能性がありますので、ご希望に沿えない可能性があります。
- お受取りに際して必要な作業はございません。

N95マスク

- ※銘柄・材質・サイズについては指定できません。
- ※リージカルマスクではございませんので、お問い合わせはご遠慮ください。
- ※申請受理後（7月25日以降）のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

(1) N95配布希望の有無

配布を希望されるか回答ください。

はい

- 希望します
- 希望しません

(2) 配布希望枚数

※100枚単位で半角数字で回答してください。（桁数は切り捨てられます）

アイソレーションガウン

- ※銘柄・材質・サイズについては指定できません。
- ※申請受理後（7月25日以降）のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

(3) アイソレーションガウン配布希望の有無

別添2

配布を希望されるか回答ください。

はい

- 希望します
- 希望しません

(4) 配布希望枚数

・100枚単位で半角数字で回答してください。(桁数は切り捨てられます)

 枚

フェイスシールド

・銘柄・材質・サイズ・形状については指定できません。
 ・回答期限後(7月25日以降)のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

(5) フェイスシールド配布希望の有無

配布を希望されるか回答ください。

はい

- 希望します
- 希望しません

(6) 配布希望枚数

・100枚単位で半角数字で回答してください。(桁数は切り捨てられます)

 枚

非滅菌手袋

・銘柄・材質・サイズについては指定できません。
 ・回答期限後(7月25日以降)のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

(7) 非滅菌手袋配布希望の有無

配布を希望されるか回答ください。

はい

- 希望します
- 希望しません

(8) 配布希望枚数

・100枚単位で半角数字で回答してください。(桁数は切り捨てられます)

 枚

次へ進む >

< 戻る